



図表でみる年金 2015 年版 OECD と G20 諸国の指標

日本語要約

『図表でみる年金 2015 年版』は、2013 年 9 月～2015 年 9 月に施行または制定された年金措置の検証と分析を行っている。具体的には、各国の最も基本的な保障である老齢基礎年金を詳細に検証するとともに、就労期間の短さが年金受給権に及ぼす影響を評価している。また、パラメータの変化に対する将来の所得代替率の感度についても分析している。これまでの版と同様、広範な年金政策指標と全ての OECD 諸国および G20 諸国の年金制度に関する解説も収録している。

世界経済危機の余波が引き続き年金制度を圧迫している

大半の OECD 諸国では、景気回復は依然として鈍く、その結果、年金拠出金は依然として低い一方、財政が逼迫する中で公的年金制度改革の緊急性が増している。今後も金融市場の先行きが不透明な状態が長期化する可能性が高いことや、収益の少なさ、過去最低水準の金利などにより、確定拠出型年金制度や一時払い年金制度は十分な額を支払うことができるのか疑問である。これらの課題は、多くの国において加速している人口の高齢化により一層難しいものとなっている。

しかし、多くの国で景気低迷が続いているにもかかわらず、55～64 歳層の平均的な就業率は 2014 年までの 10 年間に 7 ポイント上昇した。それでも、いくつかの国では平均的な実効退職年齢が通常退職年齢を大幅に下回っている。退職年齢が最も高いのは韓国、メキシコ、アイスランド、日本である。また、男性の退職年齢が最も低いのはフランスとベルギー、女性の退職年齢が最も低いのはスロバキア共和国、ポーランド、スロベニアである。

年金制度の財政的持続可能性を高める新たな取り組み

約半数の OECD 諸国はこの 2 年間に、自国の年金制度の財政的持続可能性を高める措置を講じている。給付額は主に減額ではなく、あまり好ましくない物価スライド制への移行によって削減された。年金制度の財政も増税や確定拠出型年金の保険料率の引き上げにより改善された。財政面の厳しい制約にもかかわらず、約 3 分の 1 の国々では、対象として特定されたグループの退職後所得を引き上げる取り組みが行われている。

近年の改革は、法定退職年齢の引き上げ、早期退職規定の厳格化、長期就労の奨励などによって退職時期を遅らせることに主眼を置いていた。しかし、高齢者の就労能力や平均余命は社会経済的グループごとに異なるので、これらの改革では分配効果を再考する必要があるかもしれない。

現在の法律によると、退職年齢の OECD 平均は 2014 年の 64.0 歳から 65.5 歳へと引き上げられる。しかし、スロベニア、ルクセンブルク、韓国、ギリシャ、フランスでは、20 歳で働き始める男性は 65 歳になる前に退職できる。女性が男性より先に退職できるのは、チリ、イスラエル、スイスのみである。

平均賃金の労働者が退職までずっと働いた場合の公的年金による将来の純所得代替率は、OECD 諸国平均では 63% であるが、メキシコの 27% (インドネシアと南アフリカはさらに低い) からトルコの 111% まで

で幅がある。物価スライド制により、総所得代替率は退職年齢から 80 歳までに平均で 6 ポイント低下する。

基礎年金は、貧困を撲滅するための制度設計と能力において国ごとに大幅に異なっている

基礎年金は全ての国にあるが、その構造や金額は国ごとに大幅に異なっている。平均で、拠出年金の受給権を有していない高齢者に支給される生活保護費は平均収入の 22% であるが、韓国とトルコの 6% からニュージーランドの 40% まで幅がある。3 分の 1 の国には、個人の拠出履歴に基づく最低年金がある。大半の国では、最低給付額を満額受け取るには平均 26 年の拠出期間が必要とされるが、20 年の拠出期間で給付額の一部を受け取ることができる。

高齢者の貧困率が高く、生活保護費が少ない国は、その 1 人当たり GDP の水準を考慮しても、生活保護費を引き上げる余地がある。これは、チリ、韓国、メキシコ、トルコだけでなく、スイスや米国についても同様である。

大半の基礎年金は物価スライド制なので、その所得代替率は年々低下する。多くの場合、所与の年齢のあらゆる人口グループ（コホート）についても、所与のコホートのあらゆる年齢層についても、物価の方が賃金よりも上昇ペースがより緩やかだからである。物価スライド制は、深刻な財政難に直面している政府にとっては魅力的であるが、厳格に適用されると、高齢者の貧困を増やしてしまう恐れもある。

一部の国では様々なメカニズムにより就労期間の短期化が年金に及ぼす影響を抑制している

就労期間が短いと年金受給権は大幅に削減される可能性があるが、その影響を緩和する方法はいろいろある。住宅や比較的短期の拠出期間に基づく基礎年金、最高年収に基づく参照賃金、年金クレジットなどである。これらの方法を用いると、非就労期間 1 年（10 年を上限とする）につき、老齢年金は OECD 諸国平均で 1% しか減少しないが、これらの方法を用いなければ、2~2.5% 減少する。

平均賃金の労働者の場合、就労の開始が 5 年遅れると、収入の見通しだけでなく、年金も平均で 6% 減額されることになる。この場合の減額率が最も大きいのはチリとメキシコの 15% であるが、減額率が 10% を超える国は他にも 8 か国ある。他方、フランスとルクセンブルクでは年金がそれぞれ 3% と 6% 増額される。両国では就労の開始が 5 年遅れた場合、罰金なしに年金受給権を得るには、退職をフランスの場合は 4 年、ルクセンブルクでは 5 年、遅らせなければならないからである。

平均賃金の女性が子供 2 人の子育てのために就労を 5 年間中断すると、年金所得は平均で約 4% 減額される。この減額率が最も大きいのはドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、メキシコ、ポルトガルであるが、その一方、約 3 分の 1 の国では年金に影響がない。失業期間についても、年金受給権は平均するとこれよりやや大きいもののほぼ同程度減額される。

人々が就労の中断によってあまり年金を減額されずに就労に復帰できるようにする上では、離職期間の長さや年金受給権のバランスを適切なものにするのが極めて重要である。政策決定者は、年金があまり減額されないようにすべきであるが、離職期間が長くても多額の年金を支払うと労働者を就労から遠ざけてしまいかねないということも考慮すべきである。

© OECD

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を 翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop

お問い合わせは OECD 広報局 著作権・翻訳部 お願いいたします。 rights@oecd.org fax: +33 (0)1 45 24 99 30.

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal, 75116

Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights



OECD iLibrary で英語版全文を読む!

© OECD (2015), *Pensions at a Glance 2015: OECD and G20 indicators*, OECD Publishing.

doi: 10.1787/pension_glance-2015-en